

1 建災防大分県支部で実施する講習

(1) 建築物石綿含有建材調査者講習 [一般]

(一般建築物:一戸建て等を含む建築物)

2 主な受講資格

- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者
- (2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- (3) 短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- (4) 高等学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
- (5) 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- (6) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了したもの〔平成18年3月までの修了者に限る。〕で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

※ 受講資格は、このほかにも規定されています。詳細は、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」の第7条をご覧ください。

3 カリキュラム

● 建築物石綿含有建材調査者講習

[一般 : 3日間]

科目等	時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
石綿含有建材の建築図面調査	4時間
現場調査の実際と留意点	4時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査(筆記試験)	1.5時間
合計	12.5時間

※ 全講習科目を受講した者だけが、修了考査を受講することができます。

【 科目免除について 】

受講資格一覧にある(1)『石綿作業主任者技能講習修了者』については、本来、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の科目を「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」において、免除することができますとされていますが、大分県支部においては、事前調査を実施する上でとても重要な科目と考え、免除することなく、全科目を受講して頂き、かつ、修了考査も全講習科目からの出題範囲といたします。

4 修了考査（筆記試験）

時 期	合 否
講義修了年度	合 格 → 調査者
翌年度	不 合 格 [受講証明書発行]
翌々年度	↓ 再受験可能

※ 修了考査においては、筆記試験のマークシート形式で行います。

※ 修了考査の時間は、一般は90分間。

※ 修了考査の合格ラインは、次の①と②の2つの条件が必要となります。

- ① 筆記試験において、100点中、60点以上の得点であること。
- ② 講習科目1～5の5つの科目から出題され、各科目の正解率が40%以上の得点であること。

※ 「受講証明書」の有効期限は、講習修了日の属する年度の翌々年度末までとなります。

（例1） 4月から12月末日の間に講習を受講して不合格となった場合

⇒ 令和3年12月8日に講習を修了した場合は、令和6年3月31日が有効期限となります。

（例2） 1月から3月末日の間に講習を受講して不合格となった場合

⇒ 令和4年1月15日に講習を修了した場合も、令和6年3月31日が有効期限となります。

5 令和4年度 講習日程

●建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

	日 付	場 所
第1回	令和4年 5月16日～18日	大分県トラック会館
第2回	令和4年 6月 1日～ 3日	大分県トラック会館
第3回	令和4年 7月 4日～ 6日	大分県トラック会館
第4回	令和4年 9月14日～16日	ホテルソラージュ大分・日出
第5回	令和4年 10月11日～13日	大分職業訓練センター
第6回	令和5年 1月11日～13日	大分職業訓練センター
第7回	令和5年 1月23日～25日	ホテルソラージュ大分・日出
第8回	令和5年 2月 6日～ 8日	大分県トラック会館

【 場 所 】

◆ 大分県トラック会館

有

〒870-0905
大分市向原西1丁目1-27
〔 県道大在大分港線(40m)道路沿い 〕

◆ 大分職業訓練センター

有

〒870-1141
大分市下宗方古川1035-1
〔 大分光吉ICから約5分 〕

◆ ホテルソラージュ大分・日出

有

〒879-1504
大分県速見郡日出町大神7505
〔 大分自動車道日出ICより約15分 〕

- ・ 『 昼食 』は、必ずご持参願います。〔 近隣に食事や、買物が出来る店舗がないため 〕
- ・ ホテルの『ホテルソラージュ大分・日出』にご宿泊希望の方は、直接ホテルへ連絡をお願いします。

● ご予約先 (TEL) 0977-72-1800
(HP) <http://www.solage.jp>

6 受講料

- 建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 48,630円
(内 テキスト代 4,630円)

受講料及びテキスト代は、消費税込(10%)の金額です。

※ 銀行振込のみとし、窓口でのご入金は対応できませんので、ご了承ください。
詳しくは、申込方法をご確認ください。

【 振込先口座 】

大分銀行 東支店(普通) 5106955

[口座名義] 建設業労働災害防止協会 大分県支部

振込手数料は、各自でご負担願います。

◆ 照会先 建設業労働災害防止協会 大分県支部(略称: 建災防)

〒 870-0045

大分県大分市城崎町3-3-41

TEL 097(538)0745

FAX 097(538)0323

令和5年10月施行

令和4年4月以降に着工する一定規模以上の建築物・工作物などの解体・改修工事については、所轄の労働基準監督署などに対し、元請事業者が、あらかじめ、石綿の有無に関する「事前調査結果の報告」が義務付けられていますのでご注意ください。

つきましては、調査の実施に当たっては、調査者による事前調査の施行が、令和5年10月1日であることから、施行期日までに本講習に修了した調査者を確保することに併せてご留意願います。

